

平成 2 9 年 度

長門市電気通信事業特別会計  
決 算 審 査 意 見 書

長 門 市 監 査 委 員



長監査委第 20 号  
平成 30 年 8 月 7 日

長門市長 大西 倉雄 様

長門市監査委員 岸田 弘稔

長門市監査委員 大草 博輝

平成 29 年度長門市電気通信事業特別会計歳入歳出決算  
審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 29 年度長門市電気通信事業特別会計歳入歳出決算を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。



# 意見書

## 第1 審査の対象

平成29年度長門市電気通信事業特別会計歳入歳出決算

この決算において平成29年度とは、平成29年4月1日から当特別会計を廃止した平成30年3月31日までの期間をいう。

## 第2 審査の期間

平成30年6月23日から平成30年7月31日

## 第3 審査の方法

審査は、市長から提出された平成29年度長門市電気通信事業特別会計歳入歳出決算書及び決算附属書類について、会計課所管の諸帳簿、証拠書類等により調査照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を聴取し、現金出納検査等の結果をも考慮して、計数の正確性、執行状況等について審査した。

## 第4 審査の結果

歳入歳出決算書及び決算附属書類は、法令の定めるところに準拠して調製され、その計数は適正であることを認めた。

また、事業は本来の目的に沿って、おおむね適正に運営されているものと認めた。

審査意見並びに決算の概要については、次のとおりである。

- (注) 1 文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理している。  
2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「 - 」 ……該当数値のないもの



## 1 審査意見

本市の電気通信事業特別会計については、公設公営のケーブルテレビ通信網を使ったインターネット接続サービスを提供する上で、収支状況を明確にするため、平成 15 年度から設置している。

この事業は、都市部との情報格差を是正するため、市内のいずれにおいてもブロードバンドサービスが享受できる環境整備を進めたが、長門市ケーブルテレビ放送施設を指定管理することに伴い、平成 30 年 3 月 31 日に同会計を廃止したものである。

今後は、事業が適切に管理運営されるためにも、指定管理者との情報共有及び連携に努められ、安定したサービスの提供を通じ、公共の福祉の増進に努められたい。

なお、指定管理以前の使用料等については、引き続き、市が管理することから、適正な債権管理を行うとともに、未収金の早期回収に努められたい。

## 2 決算の概要

### (1) 歳入歳出決算の状況

(単位：円、%)

| 款 別 区 分           |           | 29年度       |       | 28年度        |       | 対 前 年 度 比    |        |
|-------------------|-----------|------------|-------|-------------|-------|--------------|--------|
|                   |           | 決 算 額      | 構成比   | 決 算 額       | 構成比   | 増 減 額        | 増減率    |
| 歳入                | 分担金及び負担金  | 267,380    | 0.3   | 329,070     | 0.2   | △ 61,690     | △ 18.7 |
|                   | 使用料及び手数料  | 55,904,320 | 57.8  | 108,822,160 | 73.4  | △ 52,917,840 | △ 48.6 |
|                   | 繰 入 金     | 40,550,115 | 41.9  | 39,127,471  | 26.4  | 1,422,644    | 3.6    |
|                   | 合 計       | 96,721,815 | 100.0 | 148,278,701 | 100.0 | △ 51,556,886 | △ 34.8 |
| 歳出                | 電 気 通 信 費 | 96,721,815 | 100.0 | 148,278,701 | 100.0 | △ 51,556,886 | △ 34.8 |
|                   | 合 計       | 96,721,815 | 100.0 | 148,278,701 | 100.0 | △ 51,556,886 | △ 34.8 |
| 歳入歳出差引額<br>(形式収支) |           | 0          |       | 0           |       | 0            | -      |
| 翌年度へ繰越すべき財源       |           | -          |       | -           |       | -            | -      |
| 実 質 収 支           |           | 0          |       | 0           |       | 0            | -      |

歳入総額は96,721,815円、歳出総額は96,721,815円で、歳入歳出差引額及び実質収支は0円となり、一般会計からの繰入金により収支の均衡が図られている。

歳入は主として、インターネット使用料が55,869,320円、一般会計繰入金40,550,115円である。

なお、インターネット使用料等は、指定管理に伴い利用料金制を採用したことから、平成29年10月以降の調定分は指定管理者の収入となっている。

歳出は主として、上位回線使用料が23,263,200円、機器等リース料が18,346,799円である。

また、指定管理委託料は平成29年10月分から3月分で13,681,000円となっている。

地区別加入状況は、次のとおりである。

(単位：件)

| 地 区 別   | 29年度末 | 28年度末 | 増 減  |
|---------|-------|-------|------|
| 長 門 地 区 | 1,397 | 1,457 | △ 60 |
| 三 隅 地 区 | 395   | 370   | 25   |
| 日 置 地 区 | 379   | 367   | 12   |
| 油 谷 地 区 | 477   | 462   | 15   |
| 計       | 2,648 | 2,656 | △ 8  |

## (2) インターネット使用料の収納状況

(単位：円、%)

| 年度 | 区 分       | 調 定 額        | 収 入 額        | 不納欠損額   | 収入未済額     | 収納率   |
|----|-----------|--------------|--------------|---------|-----------|-------|
| 29 | 現 年 度 分   | 55,588,000   | 55,394,060   | -       | 193,940   | 99.7  |
|    | 滞 納 繰 越 分 | 1,414,920    | 475,260      | 261,000 | 678,660   | 33.6  |
|    | 計         | 57,002,920   | 55,869,320   | 261,000 | 872,600   | 98.0  |
| 28 | 現 年 度 分   | 109,058,800  | 108,537,700  | -       | 521,100   | 99.5  |
|    | 滞 納 繰 越 分 | 1,286,080    | 232,260      | 160,000 | 893,820   | 18.1  |
|    | 計         | 110,344,880  | 108,769,960  | 160,000 | 1,414,920 | 98.6  |
| 増減 | 現 年 度 分   | △ 53,470,800 | △ 53,143,640 | -       | △ 327,160 | 0.2   |
|    | 滞 納 繰 越 分 | 128,840      | 243,000      | 101,000 | △ 215,160 | 15.5  |
|    | 計         | △ 53,341,960 | △ 52,900,640 | 101,000 | △ 542,320 | △ 0.6 |

インターネット使用料の収入未済額は 872,600 円で、前年度に比して 542,320 円減少している。

なお、収入未済額については、次年度以降、一般会計で歳入することとなっている。